

内閣参質二〇七第一二号

令和三年十二月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出石原伸晃氏の内閣官房参与就任に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出石原伸晃氏の内閣官房参与就任に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和三年四月一日から同年十二月十五日までの間に内閣官房参与として勤務した日数を、内閣官房参与（既に退職した者を含む。）それぞれについてお示しすると、以下のとおりである。

飯島内閣官房参与 二百五十三日

石原元内閣官房参与 四日

今井内閣官房参与 二百二十一日

岡部内閣官房参与 五日

岡村元内閣官房参与 二十一日

岸元内閣官房参与 四十一日

木山元内閣官房参与 百二十一日

熊谷内閣官房参与 九日

高橋元内閣官房参与 五日

中村元内閣官房参与 十八日

平田元内閣官房参与 八十六日

宮家内閣官房参与 二十日

村井内閣官房参与 四日

山崎内閣官房参与 七十日

二について

お尋ねについては、石原伸晃氏は令和三年十二月十日付けで内閣官房参与を退職したところであり、お答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣官房参与は、内閣総理大臣の諮問に答え、意見を述べることとされており、その選定については、その時々の内閣の重要政策等について優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が、適任であるという観点から人選を行い、任命しているものである。

お尋ねの石原元内閣官房参与については、国土交通大臣及び観光立国担当大臣を務めるなど、観光分野

を始めとした幅広い知識と経験を有していること等を踏まえ、観光立国等について内閣総理大臣に対して助言等を行う内閣官房参与として、令和三年十二月三日に任命したものである。

五について

お尋ねについては、御指摘のような行政文書は存在せず、お答えすることは困難である。